

府中市長 伊藤 吉和 様

府中市健康地域づくり審議会

会長 寺岡 暉

府中北市民病院の健全化へむけての方策について（答申）

府中市長からの諮問「市立病院、特に府中北市民病院の健全化へむけての方策」について、次のとおり答申します。

なお、審議にあたっては、専門分科会（「市立病院経営審査分科会」）を設けて協議を行い、府中北市民病院の経営健全化の課題と当病院が真に市民から必要とされる市立病院としてのあり方の課題について検討しました。

記

- 1 府中北市民病院の健全化計画は、単に病院の経営的視点のみならず、府中地区医師会圏域の中での当病院の位置付けを見据えたうえで、市民の健康づくりへの取組みを考えたとき、市が策定された健全化計画の方向性がおおむね適切であると判断します。
- 2 これを実行に移す際には、不退転の意志に加えて、転機にある保健・医療・福祉制度の趨勢に対応できる広い視野と柔軟な姿勢が求められるものであり、市民のより良い健康づくりにむけた保健・医療・福祉分野の総合的政策を確実に実現するためにも、その進捗管理については、引き続き本審議会での議論に附されることを要請します。
- 3 審議する中で審議会及び分科会の各委員から提議された意見を、以下にとりまとめましたので、計画実施にあたって十分配慮してください。

〈府中北市民病院健全化計画に対する主な意見〉

1. 府中北市民病院は、合併までの従来型地域中核的医療機関としての役割に留まらず、全府中市民を対象とした広域的医療を担う必要性があり、これらの二面性を前提とした健全化計画の策定に努めてください。
2. 経営面においては、基準に基づく繰入に加えて特別繰入を行わなければ現状維持が困難であるという状況を認識したうえで、上記の如き二面性を持ったニーズに応えることができる形態・体制を築き、健全化に努めてください。
3. 健全化計画は孤立したものであってはならず、府中市全域として、更には府中地区医師会圏域としての医療提供体制を考える中で役割を位置付けるよう努めてください。
4. 熱意や希望的観測だけでは府中市民の理解を得ることは困難であり、可能性を広げる意味においても、現状にこだわることなく府中市が目指そうとする広域的高齢者対策や次世代型地域保健対策という道を開くことが必要です。また、平成23年度までに廃止される介護型療養病床の転換に起因する要医療・要介護高齢者の受け皿対策や、「高齢者の医療の確保に関する法律」の中に示された健康増進・予防対策などに重点をおくことは、現状において最善策と考えられるので、その目指す方向性を健全化計画の中で明確にしてください。
5. 健全化計画策定に当たり、計画期間中の医療制度、介護保険制度等の改革動向を見据えた健全化のために必要な改善項目とは何かを明確にする必要があります。また、将来像へむけての具体的方策を打ち出し、実現のための年度ごとの進捗管理を行うことで健全化計画の目的が確実に達成させなければなりません。
そのためには、原価計算による現状分析可能なチェック体制を構築することが不可欠です。
6. 院長責任において、精神論だけでなく経営面での具体的数値を示す義務があります。自ら病院職員に危機的現状の説明を行い、同時に健全化の方向性を明確に示して、全職員が主体的に経営改善に参加する意識を醸成することが、健全化の実現につながるものと考えます。